

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市水道局文書取扱規程及び生駒市水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成21年7月1日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局文書取扱規程及び生駒市水道局公印規程の一部を改正する規程

(生駒市水道局文書取扱規程の一部改正)

第1条 生駒市水道局文書取扱規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

起 案 用 紙

保存期間					<input type="checkbox"/> 20年	<input type="checkbox"/> 10年	<input type="checkbox"/> 5年	<input type="checkbox"/> 3年	<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> 常用
文 書 分 類	大分類	中分類	小分類	フォルダー名称						
年 月 日起案		年 月 日決裁			年 月 日施行					
管理者・専決権者	局長	次長	課長・場長・主幹・補佐							
合議				係長・主査						
				課員						
あて先										
発信者名				起案者 課（場）						
施行・取扱上の注意				氏名						
				公	審査					
				印	整理番号					
件名										
このことについて、										

(生駒市水道局公印規程の一部改正)

第2条 生駒市水道局公印規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(押印手続等)

第6条 公印を押印するときは、次に掲げる手続によらなければならない。

(1) 公印を押印しようとする者は、押印を要する文書に決裁済文書を添えて管理責任者又は管理責任者の指定した職員（次号において「管理責任者等」という。）に提示し、審査照合を受けなければならない。

(2) 管理責任者等は、前号の規定による審査照合の結果、公印の押印を適当と認めるときは、決裁済文書の所定欄に認印し、公印使用簿に必要事項を記入させるものとする。

2 前項第2号の公印使用簿の様式は、生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）に規定する公印使用簿の例による。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。